

国立大学法人高知大学財産管理規則

平成16年4月1日
規則第89号

最終改正 令和6年3月15日規則第63号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）の財産の取得、維持、保存、運用（以下「管理」という。）及び処分に関し、必要な事項を定めることにより、財産の適正かつ効率的で良好な管理及び処分を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 財産の管理及び処分については、別に定めがある場合を除き、この規則の定めるところによる。

(財産の範囲)

第3条 この規則において、「財産」とは、本学が所有する次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 不動産
- (2) 船舶
- (3) 地上権、地役権、水利権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- (4) 特許権、実用新案権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利
- (5) 出資による権利

(借用財産)

第4条 本学が借用する財産の管理については、この規則を準用する。

(区分)

第5条 本学が管理する財産は、別に定めるところにより区分し整理する。

(管理の総括責任者)

第6条 学長は、財産の管理を総括するものとする。

(管理の機関)

第7条 学長は、財産の管理に関する事務を掌る者として、財産管理役（補助者を含む。以下同じ。）を置く。

- 2 前項に定める財産管理役は、別に定める。
- 3 学長は、財産管理役に事故があるとき、又は必要と認めるときは、財産管理役の職務

を自ら、又は他の役員又は職員に代理させることができる。

第2章 管理及び処分

(取得の措置)

第8条 財産管理役は、新たに財産を取得しようとするときは、その取得しようとするものが文部科学省令で定める重要な財産（以下「重要財産」という。）である場合は次の各号に掲げる事項を明らかにして、当該予算の予算責任者を經由し、学長の承認を受けなければならない。重要財産以外の場合については、学長の承認があったものとする。

- (1) 件名
- (2) 必要とする財産の概要
- (3) 必要とする理由
- (4) 取得の時期及び取得を必要とする場所
- (5) 予算及び見込額
- (6) その他必要な事項

2 財産管理役は、前項の承認があった場合は、契約担当役に対し、必要な事項（前項の各号）を明らかにして取得のために必要な措置を請求するものとする。

(財産の監守等)

第9条 財産管理役は、財産監守者、財産補助監守者及び火気使用責任者（次項において「財産監守者等」という。）を設置するものとする。

2 前項の財産監守者等の役職及び事務の範囲等については、別に定める。

(不用の決定)

第10条 財産管理役は、所属の財産について、本学において使用する必要がなくなったとき、又は使用することができなくなったときは、学長の承認を得て、不用の決定をすることができる。

(売払等)

第11条 不用の決定をした財産は、これを売払い又は交換（以下「売払等」という。）することができる。

2 財産管理役は、売払等しようとするときは、契約担当役等に対し、売払等のために必要な措置の請求をしなければならない。

3 財産管理役は、売払等することが不利又は不適當である財産及び売払等することができない財産については、これを廃棄することができる。

(重要財産の処分)

第12条 財産管理役は、重要財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、契約担当役等に必要な措置を請求する前に、学長の承認を得なければならない。

2 学長は、前項の承認をしようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(貸付)

第13条 財産は、本学の事務又は事業に支障がないと認められる場合には、貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付は、有償とする。

3 前項の規定に関わらず、財産管理役は、次の各号に掲げる場合には、財産を時価よりも低い対価又は無償でこれを貸し付けることができる。

(1) 本学の事務又は事業の用に供する土地、建物その他の物件の工事又は製造等のため必要な財産を貸し付ける場合

(2) その他特に必要があると認め、財産を貸し付ける場合

4 財産管理役は、財産の貸付の申出を受けたときは、貸付を受けようとする者から貸付を申請する書類を徴し、学長の承認を得なければならない。

5 学長は、前項の承認をしたときは、貸付を許可する書類を貸付申請者に交付するものとする。

6 貸付料算定基準については、別に定める。

(借用)

第14条 財産管理役は、財産の借用を受けるときは、所有者から財産の借用を許可する文書を得て、学長の承認を得なければならない。

2 学長は、前項の借用を受けたときにおいて所有者が借用証の交付を求める場合は、借用証を所有者に交付するものとする。

3 前項の規定により借用証を所有者に交付した場合において、借用が終了したときは、借用証と交換して財産を所有者に返却するものとする。

第3章 雑則

(帳簿)

第15条 財産管理役は、帳簿を備え、これに必要な事項を記載しなければならない。

(報告)

第16条 財産管理役は、毎事業年度末における財産の管理状況等について、報告書を作成し、翌年度の5月末までに学長に報告しなければならない。

(滅失又はき損)

第17条 財産を使用する役員又は職員は、財産を滅失し、又はき損したときは、財産管理役に財産の滅失き損に係る報告をしなければならない。

2 財産管理役は、前項の報告を受けたときは、現状を調査して必要な措置を執らなければならない。

3 財産管理役は、前項の措置をしたときは、学長に報告をしなければならない。

(検査)

第18条 財産管理役は、必要に応じ、財産の検査を行うものとする。

(保険)

第19条 学長は、必要があるときは、財産に保険を付することができる。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月15日規則第63号)

この規則は、令和6年3月15日から施行する。